

# 『吉備巫女神道に対する弾圧策の実相とその再興計画』 — 吉備系巫女神道に対するヤマト系神社・国家・教派神道の対応の比較 — 旧吉備王国(郷里岡山県および兵庫県、広島県、山口県など山陽地方)系巫女神道・巫女歌道 令和新時代 最終協力版

平成9年 巫女、社家子女、歌道家子女らが歌書や神儒仏の秘伝奥義の岩崎への相伝を開始し、岩崎が継承と調査研究を開始  
平成23年7月6日 岩崎が本資料を起筆  
令和元年6月2日

著作権法および『岩崎純一全集』第6巻に基づき、協力者の著作部分に係る著作権の全部の岩崎への譲渡が完了したことをもって、本資料を公表するため、最も早期からの作成資料『旧派歌道・歌学の流派・家元・団体の総覧』の名称を『日本旧派歌道流派総覧』に変更し、これを母体として、本資料を含むその他の資料と合わせた『岡山県巫女特別協力資料』を設置  
令和2年3月22日 公開、令和2年5月18日 最終更新

## 筆頭編著者：岩崎 純一

(岩崎純一学術研究所所長、財団事務局長、大学非常勤講師等)

編纂総本部：岩崎純一学術研究所(IJAI)

編纂作業：同上第二学堂(『岩崎純一全集』編纂学堂)第一学廊第一学館第四学庭

編纂作業補助：同上第二女子学堂(『岩崎純一全集』編纂女子学堂)第一女子学廊第一女子学館第〇女子学庭～第九女子学庭

## 本資料群の編著者・協力者一覧

岩崎純一学術研究所(IJAI)  
岡山県巫女特別協力資料

(1)『日本神道道統図』(『全集』第14巻 別添資料)

(2)『吉備・ヤマト相関図』(『全集』第14巻 別添資料)

(3)『吉備巫女神道・ヤマト皇統相関係図』(『全集』第32巻 別添資料)

(4)『日本旧派歌道流派総覧』(『全集』第92巻 別添資料)

(5)『日本旧派歌道流派系統図』(『全集』第92巻 別添資料)

(6)『吉備巫女神道に対する弾圧策の実相とその再興計画』(『全集』第14巻 別添資料)

(7)『巫女神道吉備派道統総覧』(『全集』第14巻 別添資料)

(8)『巫女神道吉備派の大局的歴史観マップ』(『全集』第14巻 別添資料)

<b>姉妹資料</b>	<a href="#">『巫女神道比較表』(『全集』第14巻)</a>
	<a href="#">『巫女神道探訪記 - 日本的アニミズム感覚の源流を訪ねて -』(『全集』第14巻)</a>
	<a href="#">『大日本帝国陸軍歩兵第十連隊(岡山・鉄五四四八部隊)戦史調査資料』(『全集』第34巻)</a>
岩崎純一学術研究所ウェブサイト (本資料群の掲載場所)	<a href="https://iwasakijunichi.net/">https://iwasakijunichi.net/</a>
<p>※ なお、本資料群は、上掲の巫女や歌道子女らが所属する社家や神社、岩崎が協力している女子寮の閲覧室の一部でも入手できる。また、岩崎が非常勤講師や特別講師を務める大学の講義でも、適宜使用する。</p>	
<a href="#">参考文献(岡山県巫女特別協力資料の全資料の参考文献)</a>	
Copyright (C) 2012-2019 岩崎純一 All Rights Reserved.	

本資料は、近現代の巫女弾圧策によって廃絶または秘教化に追い込まれた吉備の女系巫女神道(巫女神道吉備派。岩崎が継承、再興の対象としている神道)について、改めて政府・神道勢力によるその弾圧・迫害の実態および巫女らの逃亡までの大局を追い、岩崎(岩崎純一学術研究所)における同巫女神道の再興・相伝計画を確認するものである。

#### ※留意点

◆本資料に言う「吉備・岡山の巫女」とは、近代以降の巫女禁断令(全国の巫女に対するもの)と巫女祭祀殲滅作戦(吉備、信州、恐山などの残存巫女に対するもの)で弾圧された、巫女神道・アニミズム・シャーマニズム系巫女を指す。秘儀秘伝系巫女神道家の全てを含む一方、吉備・岡山の神社神道系の神職女性、神社巫女と全てのアルバイト巫女は含まない。

◆岩崎純一(吉備・岡山出身、東京在住。岩崎純一学術研究所所長、大学非常勤講師、財団事務局長、学術団体監事など)は、これらの限られた吉備・岡山の巫女神道から家伝、秘儀秘伝を下記の条件に基づき伝授された後継者の一人であり、巫女たちと共に吉備巫女神道の復興を試みているが、神道理論および私立神道祭祀としての復興を目指すものであって、現国体の転覆運動を企図したものではない。方法としては、まず巫女らが岩崎にそのシャーマニズム、神懸り神事を直接教授し、次にこれを岩崎が学問(宗教学、歴史学、民俗学、精神病理学、心理学)的観点から復元、継承するものである。神事の実践は、解離性障害、転換性障害、身体化障害、心身症、強迫性障害などによって同等の神事を再現できる(巫女でないが巫女の変性意識状態と同様の症状を呈する)知人の女性らも協力している。

◆「ヤマト系神道勢力・学閥」とは、概ね国家神道・神社神道観を共有する次の公権・私権勢力を指す。

ヤマト王権・大和朝廷、旧政府(明治藩閥政府～GHQ下、現憲法下のほぼ全ての政府)、現政府、宮内庁、文科省、文化庁、神社本庁、伊勢神宮、岡山県神社庁、大規模単立宗教法人(靖国神社など)、神道政治連盟、日本会議、新しい歴史教科書をつくる会、維新政党・新風、念法真教、大学(特に国立大学)のヤマト系学閥など。

吉備・岡山の神道であっても、神社本庁・岡山県神社庁傘下の神社(岡山県護国神社、吉備津神社、吉備津彦神社、岡山神社など)およびその他の単立宗教法人の神社神道系神社と、その宮司、禰宜、権禰宜などの男系男子神職および上級女性神職は、ここに含まれる。

#### 吉備・岡山に関して巫女たちと岩崎の間で共有・確認されている事項(小中高校の歴史教科書に載せないよう、ヤマト系神道勢力・学閥が圧力をかけている内容)

◆下記の「巫女弾圧策の三段階」の内容の全て

◆下記の「吉備・岡山の巫女が主張する基本事項の確認」の内容のほとんど(ほぼ全てが史実と目される)

◆桓武天皇以前の天皇・大王の八割が、吉備の巫女を妾としているが、これは、天皇の身体が吉備の巫女の身体を性的に制圧することを通して、吉備王権を(武力のほか)呪的にも征討するためである。

◆全ての女性天皇は男系天皇であるが、同時に必ず巫女であり(例えば、持統天皇が巫女、夫の天武天皇が審神者(さにわ)で、主要な権限は夫・男子天皇にあり)、ヤマト王権連合は、吉備征服の正当性を巫女が託宣して男系男子天皇に漏らすように朝廷祭祀(朝儀)を捏造している。すなわち、吉備の女系巫女神道をヤマトの男系巫女神道に、ひいては男系男子神社神道に作り替え、蘇我氏の崇仏思想を合流させることで、「日本」・「天皇」概念が確立した。『記紀』の編纂原理は、全てこれに依っており、吉備を日本史から抹消する意図と、大和朝廷の全国制覇と、明治政府の神祇官復興とは、本来同義である。

◆およそ近現代の新宗教と呼ばれる教団の7割近くは、関西以西(特に山陽・吉備・岡山)で創始されている。だが、これは太古の昔からある傾向らしく、あえて奈良・京都(ヤマト王権、『記紀』)中心主義や江戸・東京中心主義を採ったとしても、日本の宗教・思想体系の発祥地の8割以上が畿内以西にある。最も多くの神道、仏教、キリスト教、その他の宗教と宗教者を生み出しているのは、岡山県である。ここで注目すべき宗教の発祥地・起源の概念とは、本資料が主に扱う神道思想に限らず、また、現在の宗教法人としての本拠地・本部・登記上の所在地でもなく、日本思想・日本宗教の源泉地・根本始原としての吉備の土地および吉備人の宗教創唱本能の意であり、浄土宗(法然)や臨済宗(栄西)、日本救世軍など、吉備発祥・吉備人創始の仏教宗旨、キリスト教系新宗教などもも包含するものとしての、(ヤマタイ・ヤマト王権がどうしても元から大和の地にあったものとして奪いたいと二千年来感じてきた)吉備を始原とする日本創成の根本原理である。別掲の『日本神道道統図』は、吉備・岡山を起源・発祥の地とする神道その他の思想・宗教・宗派の一覧であるとさえ言える。

## 巫女(巫女祭祀、巫女神道)弾圧策の三段階

### 【1】第一次・第二次巫女禁断令(1873)・・・

明治政府が、吉備神道や出雲神道の巫女共同体、信州の巫女村、青森・恐山の巫女(イタコ)、琉球の巫女(ノロ、ユタ)を中心に、全国の神懸かり・憑依・脱魂系シャーマンと、これらの女性に呪術、加持祈祷、医療を依頼していた民衆に対して発令(明治六年一月十五日 教部省達第二号)。発令理由は、巫女神事が人民を惑わす異端思想・淫祠邪教として危険視、邪視されたため。吉備系巫女神道の巫女舞・巫女神楽、磐座神事、神剣演舞などが最大のターゲットとなった。中には、吉備を中心に壊滅した巫女神道も出た。しかし、特に吉備の巫女らは、「天照大神皇統とて、多神の一柱の血統にすぎない」とする立場から、造化三神・神代七代の神々、スサノオ・大国主命、あらゆる天神地祇を自身に憑依させる秘儀を取りやめず、出雲神道をはじめ、全国の巫女祭祀、神道霊学、儒家神道、陰陽道、修験道などを擁護したため、政府は第二次巫女禁断令を発令。吉備発祥の男系男子シャーマン・神道家神道(黒住教、金光教、神習教など)が巫女・シャーマンの受け入れ体制に入ったため、政府は吉備にターゲットを絞り、神道近代化を古代吉備王国に対するヤマト皇統からの掃討作戦(聖戦)と捉えるようになる。

### 【2】第三次～第十次巫女禁断令、巫女神道掃討作戦(1874～1945)・・・

吉備・岡山、出雲、信州、恐山、琉球の残存巫女をターゲットとし、同地域にある政府の傀儡神社(近代社格制度下)の神職や傀儡知事である岡山県知事を通して、巫女掃討作戦を展開。内務省社寺局から神社局を分離し、局長に吉備・山陽出身者、岡山県知事を連続登用し(歴代局長の9割を占める)、吉備の巫女神道を「国体転覆を謀る淫祠邪教」とし、監視下に置く。「神社非宗教論」を標榜して国家神道を整備、天皇を万教の絶対者(ヤハウェ、ゴッド、イエス・キリスト、アッラーなど)の地位を一身で一手に専有する永遠不変の真理と位置づけた。吉備の巫女たちに、巫女舞・巫女神楽、磐座神事、神剣演舞、ヤマト皇統を呪う呪術などの廃絶を強制。造化三神・神代七代の神々を天照大神・皇統・皇霊の上位に置く秘教神道体系の放棄を強制。巫女神殿・祭具を破壊・没収(軍備増強のための金物の供出を兼ねる)。巫女たちは、致し方なく、吉備発祥の教派神道系新宗教(黒住教、金光教、神習教など)、反ユダヤ教団(神道天行居など)、欧米の異端宗教(キリスト教神秘主義、カバラ教団、セレマ神秘主義など)に逃亡。または独自に、他の巫女神道や、同じく政府に弾圧された陰陽道、修験道と結託して一層秘伝・秘教神道化。神殿・祭具が焼き討ち・没収に遭う前に、それらに火を放ってから逃亡することも多かった。一部の巫女は、集団自決。政府と神社・男子神職らは、巫女の総俗人・皇民化、神事の強制廃絶、家伝焼き討ち、女系女子継承の断絶、抵抗する巫女に対する教派神道への強制編入、巫女の所属神社の祭神の変更と近代社格制度への編入などの国策により、巫女と巫女神道の日本神道史からの完全消滅を目指したが、完遂の前に敗戦し、GHQに巫女政策を明け渡すこととなった(神道指令)。一部、吉備への巫女禁断令発令中に、巫女の憑依能力と神性を削ぐためとして、男性神官による強姦神事が実行されたとの記録・家伝が残っており、真偽を確認中。

### 【3】戦後・・・

吉備の巫女や吉備の研究者らが吉備の神道史観・考古学観を再興しないよう、ヤマト系神道勢力・学閥が岡山県神社庁などを通して言論統制。神道指令を発したGHQは当初、神道の国家管理を廃止させ、吉備など地方の土着神道の保存を許したが、次第に対共防波堤としてむしろ象徴天皇を利用し、巫女神道の前近代性への蔑視に転じる。

ヤマトを呪う巫女の性的秘儀を除く公開可能な祭祀は、巫女弾圧下にあっても吉備神道の巫女舞とヤマト神道の巫女舞(倭舞、東遊)の融和を図った岸本芳秀などの尽力により、吉備楽・吉備舞として黒住教や金光教によく残ることとなり、今でも鑑賞できる(ただし、春日大社を中心とした倭舞は、春日大社に流入した吉備の巫女舞をモデルとしたもので、吉備舞は事実上、悲願の帰省であった)。私設の巫女神殿における巫女舞は、岩崎など、後継者指名を受けた吉備の男子と巫女しか見ることができない。

岡山県神社庁は、古代巫女神楽に起源を持つこれらの巫女舞を所轄神社の巫女に舞わせないよう通達。

また、宮内庁、文化庁、神社本庁は、吉備に対抗してヤマトの古墳の発掘調査を拒否(吉備の巫女たちが埴輪吉備起源説、造山古墳応神天皇陵説などを唱えているため)。ヤマトの百舌鳥・古市古墳群が世界遺産となる。(後述の通り、日本政府と神道勢力によるICOMOSに対する巧みな虚偽報告が見られる。)

**吉備・岡山の巫女が主張する基本事項の確認**  
(明治、大正、昭和、平成、令和を通じて見られる主張)

近年まで極めて個性的・異端的であった主張については、下記の通り付記した。今後、さらに史実として確定し次第、【確】が増加する可能性がある(随時更新)。

※【全】・・・吉備・岡山のほぼ全ての巫女神道系巫女が主張している内容(通説への違和感のみならず、伝承や記録にも基づく)。岩崎も最初から主張してきた内容。

※【多】・・・吉備・岡山の多くの巫女神道系巫女が主張している内容(通説への違和感のみならず、伝承や記録にも基づく)。岩崎も概ね支持・継承。

※【確】・・・近現代の発掘調査や研究により、史実と判明・確定した主張

※【確?(ヤ拒)】・・・ヤマト王権・大和朝廷直系学閥、現日本国の主要な公的・私的機関(政府、宮内庁、文科省、文化庁、宮中三殿、神社本庁、都道府県神社庁、国立大学法人など)が文献の公表や発掘調査などを拒否しているために、判然としないが、一部の私立大学の歴史学者や郷土史研究者らの半数以上が史実であると主張しており、史実である可能性が高いもの

**■巫女迫害策で生き残った(一部は全滅した)吉備の巫女神道の呼称について**

◆吉備の巫女たちおよび岩崎は、自身らの巫女神道を下記のように呼称・造語している。

吉備系巫女神道、

巫女神道吉備派、

吉備巫女秘教神道、

巫女禁断神法吉備教、

巫女教吉備神秘伝、

吉備神道霊学、

霊境秘教吉備神道、

巫女霊教神道吉備派、

吉備秘教巫女神法、

吉備神道巫女呪法

(巫女らと岩崎が命名、提唱)

兵庫、広島、山口、瀬戸内海島嶼部にも同様の巫女神道がみられるが、いずれも古代吉備の版図であった影響か。これらの巫女も吉備人を自称していることから、それが分かる。

**■神道の起源について**

◆【全】神道(日本神道)は、女系シャーマニズム、アニミズム、汎神教的多神教として発祥した。現代の「神道」がほぼ「神社神道」を指し、必ずしも森羅万象を神の依り代としない(神職男性による神社での奉納祭祀を神道の拠点とする)以上、本来の神道は反神道、すなわち随神(かんながら)の道である。吉備系巫女神道は、ヤマト系神道(天皇主宰の神社神道)以前の日本の根本神道であり、本来の「日本神道」、「古神道」、「復古神道」であり、「神道」よりは「鬼神道」、「シャーマニズム」、「反神道」であり、その深奥な精神性は古代ギリシャ精神に比定されるべきものである。「吉備神道」を「日本神道」と名づけるならば、ヤマト系神道(現日本神道)は「百済・渡来・大陸系神道」と言える。

→世界の全ての原始宗教は自然信仰的であり、日本神道のみが例外であるとは考えられず、岩崎も専ら巫女の主張を支持・継承している。

## ■邪馬台国の所在地について

### ◆【多】邪馬台国吉備説(半数近くの巫女)

邪馬台国こそ吉備国の本体であって、卑弥呼らの鬼道は吉備・楯築墳丘墓・鬼ノ城地域の巫女祭祀そのものである。まず、吉備の地で「ヤマタイ国」が築かれ、百済・朝鮮からの渡来系王族集団が東進時に吉備の特殊器台・特殊壺、墳丘墓・古墳築造技術ばかりか、国号をも吸い上げて、畿内の地に定着し、「ヤマト」を名乗ったか、吉備王権そのものが畿内に入ったものがヤマト王権である。

### ◆邪馬台国畿内説(少数)

吉備王権が吉備で「ヤマタイ」を名乗ったのではなく、上記渡来系集団または畿内へ東進したのちの吉備王権が「ヤマタイ」を名乗ったのである。

### ◆【多】邪馬台国九州説(畿内説よりも多い)

九州先占勢力または渡来系集団が九州で「ヤマタイ」を名乗り、その後これが吉備を通過して畿内に入ったものが、ヤマト王権である。

### ◆【全】吉備の巫女らに共通する邪馬台国観

畿内説は、特に倭姫命を女王卑弥呼に比定する場合に生じる。しかし、その場合、卑弥呼の祖父の崇神天皇による吉備の温羅征討の前に卑弥呼が存在したことになり、不自然。あるいは、鬼の温羅(に当たる人物)を征討したのは吉備津彦ではなく、応神・仁徳・雄略天皇の軍勢そのものと見るか、元より鬼＝温羅＝吉備津彦＝反ヤマトの吉備戦士で、吉備に鬼の(ごとき)圧政はなく、ヤマトの創作であると見るならば、「ひとまず」畿内説は矛盾せず、「結果的に」妥当。すなわち、畿内説が誤っていること、『記紀』の吉備の記述が捏造であること、いずれかまたは両方が確実である。

邪馬台国の言語は、言語学上は、奈良日本語との連続・同一言語と判明している。国号もヤマタイ＝ヤマトで連続か。しかし、これは当然、建国の地が大和(奈良)であった根拠にならず、むしろ国号「ヤマト」をもって最終定着地(奈良)の名としたことのみを示す。渡来人(百済系弥生人)勢力が九州や吉備にあった邪馬台国を征服して、「ヤマト」の国号を吸い上げたか。あるいは、邪馬台国自体が東征しながら筑紫、出雲、吉備を滅ぼし(または建国しながら)、ヤマトとして畿内に定着か。いずれにせよ、この間、女王から男王政権に転換した。

→ほぼ全てのヤマト系神道勢力・学閥における邪馬台国研究者は、畿内説か九州説のみをとる。吉備説は少数で、異端の立場にある。しかし、吉備の巫女神道においては、吉備説は主流である。

## ■邪馬台国、吉備王権(日本土着・縄文・弥生系の男王・女王・巫女神道共同体)、ヤマト王権(末期渡来人・百済人・天皇勢力)の関係について

### ◆【多】巫女どうしても意見が分かれている事項(後方で詳説。岩崎は最初の二つの仮説を採る。)

◇吉備王権をヤマト王権が征服し、吉備を無かったことにし、ヤマト＝日本と名乗って『記紀』を編纂した。(吉備征服説)

◇邪馬台国は、吉備とは別に、畿内か九州にあり、ヤマタイ＝ヤマトとして日本に発展し、吉備を征服し、『記紀』を編纂した。(邪馬台国畿内説・九州説による吉備征服説)

◇吉備の王である応神天皇や雄略天皇が、畿内のヤマト(百済王族の一派)の台頭に憧れ、吉備の民を裏切ってこの勢力に入り、ヤマトの大王(天皇)となり、故郷吉備の巫女と民を見下した『記紀』を編纂した。(吉備＝ヤマト説)

◇邪馬台国(ヤマタイ)が大和(ヤマト)の前身であることは確かだが、邪馬台国は吉備にあったか、吉備王国そのものであった。吉備の王が吉備の巫女共同体と民を裏切って畿内に進出し、ヤマトの大王勢力と結託し、『記紀』で九州や畿内を日本の発祥地だと捏造し、吉備を日本史から葬り去った。(邪馬台国吉備説)

◇邪馬台国、ヤマト、日本の概念と国家の実態の全てが吉備発祥であるが、ヤマトの大王(吉備の王)がこれを隠蔽するため『記紀』を編纂した。(東京吉備文献研究会、平山牧人氏などがこの立場)

◇一部の巫女は、「大王(オホキミ)」や「皇尊(命)(スメラミコト)」なる概念さえ、ヤマトが吉備から吸い上げたとしている。

→いずれにせよ、吉備や毛野、出雲、九州南部(熊襲、隼人の居住地)、蝦夷地(アイヌの居住地)に先行してヤマト・畿内の地に神話や文明があったとする、『記紀』とヤマト系神道勢力・学閥が主唱する説を採らない点では、吉備の巫女たちは一致している。

## ■温羅、桃太郎、吉備津彦、稚武彦命、日本武尊、応神・仁徳・雄略天皇(倭の五王)らの出自について

◆上記同様、吉備の巫女らの間でも意見が割れている、珍しい論題である。

### ◆【多】吉備征服説(ヤマトの軍勢説)

登場人物の系譜や事績は右記とほぼ同じだが、ヤマトの軍勢が鬼の(ごとき)圧政から吉備の人々を守ったのではなく、圧政などないところにヤマトの軍勢が侵攻し、古代吉備を滅ぼしたとする。

### ◆【多】吉備人説

吉備津彦、稚武彦命、日本武尊、応神・仁徳・雄略天皇(倭の五王)らこそ吉備人であり、従って、吉備に侵攻したのではなく、内紛や穏健で非敵対的な王位・地位篡奪によって一旦吉備の王や有力者となったのちに吉備か大和でヤマト王権(日本)を作った(そのために吉備国が消えたように見えるにすぎない)とする。

### ◆温羅・鬼ノ城・吉備津彦・桃太郎伝説(現おかやま桃太郎まつり、うらじゃの由来)

※ 神社本庁系神社神道、吉備津・吉備津彦神社、吉備の巫女神道社家の三者で、主張が異なる。日本武尊(建部)にまつわる伝説(「建部」の地名の起源など)も同様である。さらに、これらを太古以来の伝承とせず、栄西(吉備津神社社家出身)や細川幽齋が作ったとする具体的な説もある。旧派歌道一覧の解説を見よ。

→以下は、ヤマト系神道勢力・学閥側に見られる見解である。

### 吉備征服説(ヤマトの軍勢による吉備人救済説)

神武天皇即位・ヤマト王権の確立を知って歓喜した吉備の人々が、地元鬼ノ城の温羅(鬼の勢力)の圧政を、遠路遥々ヤマトに密告、助けを求める。

吉備の石上布都魂神社に、八岐大蛇を斬ったスサノオの剣が移される。

上記の剣は、さらに崇神朝期に、吉備の石上神社から大和の石上神宮に移される。

崇神天皇は、孝霊天皇の皇子、彦五十狹芹彦命(吉備津彦命)とその弟の若日子建吉備津日子命(稚武彦命。吉備氏の祖とされる)を派遣し、吉備平定を命じる。温羅(鬼ノ城)勢力が滅亡。

### 桃太郎(温羅、鬼ノ城、吉備津彦)伝説

※ 神社本庁系神社神道、吉備津・吉備津彦神社、吉備の巫女神道社家の三者で、主張が異なる。旧派歌道一覧の解説を見よ。

吉備の人々は、鬼の温羅を倒した吉備津彦を英雄として祀り、ヤマトの一員となった。または、吉備津彦が吉備王国に寝返り、あまりにヤマトに反抗的になったため、ヤマトは吉備津彦を吉備の始祖の地位から外し、弟の稚武彦命にすげ替え、これが吉備氏の始祖となり、吉備王国は平定され、ヤマトの一派となったとも。

稚武彦命の妃が、吉備王国の播磨で播磨稲日大郎姫を産む。

播磨稲日大郎姫が景行天皇の妃となり、吉備で日本武尊を産む。

稚武彦命の娘らが日本武尊の妻となる。

妃たちと吉備の人々は喜び、吉備はヤマトとの血縁関係とヤマト軍勢の力で安定していったとする。

吉備武彦の子らが吉備氏一族を形成。しかし、この中からまた反ヤマト勢力が出て、吉備氏の乱(吉備下道臣前津屋の乱、吉備上道臣田狭の乱、463)などを起こす。(『日本書紀』は、田狭が妻の吉備稚媛を朝廷で自慢する暴挙に出たため、田狭が任那に出兵している間に雄略天皇が妻を奪ったところ、田狭が怒ったのが原因と記す。)

吉備王国がヤマト王権に屈服。吉備氏や和気氏が完全にヤマト連合の中枢部に入る。

## ■埴輪の起源について

◆【全】埴輪は吉備の墳丘墓でヤマトよりも先に発祥した、巫女祭祀や吉備の王の葬送儀式的の祭具である(埴輪吉備発祥説)。ヤマトの前方後円墳などに配置された埴輪は、吉備の技術や埴輪を盗み、持ち帰って、王の威厳の道具や境界の指標に作り替えたものである。吉備の原始埴輪は、「埴輪」から区別され、別称が与えられなければならない。巫女神道の祭具として誕生したのであるから、ヤマトの後発の「埴輪」に対して、「吉備墳丘墓祭器」などと特称されるべきである。

→【確】史実であると判明。現在、吉備の墳丘墓・古墳の埴輪は「特殊器台・特殊壺」として、後発の埴輪から正しく区別されている。ただし、ヤマト系神道勢力・学閥はこの史実に嫌悪感を示している。発掘調査以前は、ヤマト王権から突如埴輪文化が開始されたかのように公表・記述していた。

→埴輪の起源の問題については、吉備のものが最古であることが榎築墳丘墓などの発掘調査で確認され、これは「特殊器台・特殊壺」と特称されるに至った。現在のところ、政府、文科省、文化庁、宮内庁、神社本庁、大学(特に国立大学)のヤマト系学閥などによる畿内・吉備の史跡の発掘調査拒否・妨害を突破した数少ない例である。これには、巫女らの主張を聞く耳を持った岡山大学の尽力(1976年～1986年に調査を主導)が影響している。現在、この吉備の原初的祭器は、「特殊器台・特殊壺」として埴輪から区別され、埴輪の起源であることが教科書に書かれるようになっていく。

## ■大規模前方後円墳の起源と、造山古墳・誉田御廟山古墳(伝応神天皇陵)・大仙陵古墳(伝仁徳天皇陵)の被葬者について

◆【全】吉備の造山古墳の築造時期は、ヤマトの大規模前方後円墳(誉田御廟山古墳(伝応神天皇陵)や大仙陵古墳(伝仁徳天皇陵)など)に先行する。このような大規模前方後円墳の築造技術は吉備が生み出したもので、当時、吉備と毛野(群馬)しか有していなかったはずである。元は吉備しか有していなかったはずである。吉備の古墳に匹敵する技術を自力で有したのは、毛野(群馬・栃木)のみである。ヤマトの大規模前方後円墳の技術は、吉備と毛野から借用したものである。造山古墳は誉田御廟山古墳や大仙陵古墳に先立って築造された古墳であることを吉備の巫女の多くは確認しているが、ヤマト(朝廷～現政府)がそれを嫌悪・隠蔽している。しかしながら、その後のヤマトにおける前方後円墳の乱造は、ヤマトが吉備の技術者を取り込み、吉備に対抗したことを示すのであって、ヤマトの古墳技術が吉備に取り入れられて造山古墳などの吉備の古墳群が造られたのではない。

→【確】史実であると判明。造山古墳の築造時期は5c初頭、ヤマト系は5c中～後期。ただし、ヤマト系神道勢力・学閥はこの史実に嫌悪感を示している。しかし、造山古墳のほか吉備の少なからぬ前方後円墳の築造時期が誉田御廟山古墳や大仙陵古墳よりも早く、吉備の巫女神道の主張が正しいことが判明。このほか、造山古墳よりも築造時期が遅いヤマトの大規模前方後円墳には、仲ツ山古墳(伝仲姫命陵)、土師ニサンザイ古墳(陵墓参考地・伝反正天皇陵)、田出井山古墳(伝反正天皇陵)、岡ミサンザイ古墳(伝仲哀天皇陵)、市ノ山古墳(伝允恭天皇陵)などがあり(全てが百舌鳥・古市古墳群に含まれる)、いずれも吉備の技術を取り入れて築造された古墳である。

## ◆【多】造山古墳応神天皇陵説

その造山古墳こそ応神天皇陵(応神天皇を被葬者とする古墳)であって(吉備の人々がヤマトに屈服または天皇を崇敬して築造)、世界遺産となった誉田御廟山古墳は応神天皇陵ではない。元より宮内庁による古墳の治定(被葬者の比定)はほぼ全て誤っているが、その大部分は、誤りというより、意図して行われた歴史の歪曲である。ICOMOSは墳丘や堀の造形の歴史的価値だけを認めたのであり、被葬者(大王)の治定が世界に認められたかのような主張を展開するヤマト系神道勢力・学閥の態度は、エリック・ホブズボウムとテレンス・レンジャーが言うところの「伝統の捏造」である。造山古墳は、吉備か北部九州の首長(応神天皇)がヤマトに寝返って王になったか、応神天皇が吉備を征服して築造させたか、または単にヤマトの大王を兼ねた吉備の首長(応神天皇)が吉備で被葬者となったかの、いずれかである。

→【確？(ヤ拒)】宮内庁、文化庁、神社本庁はヤマトの大規模前方後円墳の発掘調査を拒否(実際は、発掘せずとも史実が判明する資料を一方的に保管)。一方、造山古墳は吉備の研究者、地元の大学、市民の尽力により自由に立入可。(近年、その他吉備の各地で現地独自の発掘調査が増えている。)造山古墳応神天皇陵説の正当性が判明しつつあるが、巫女や岩崎による同説の主張は、今後行わないよう宮内庁、文化庁、神社本庁から忠告を受けた。

だが、吉備の巫女においては、その半数以上が以前から本説を唱えている(本心ではほとんどの巫女が正しいと確信している)。薬師寺慎一氏のような古参の古代祭祀研究者、造山古墳蘇生会、就実大学の出宮徳尚非常勤講師(元岡山市教育委員会文化財課長、古代吉備国を語る会会長)、一部の歴史学者・吉備研究者らも提唱している(現在、吉備研究者の半数超が主張)。また、うち一部の研究者は、応神天皇は皇位(大王位)に就いた吉備の元首長、かつ倭の五王の最初の王「讚」であると提唱する。しかし、宮内庁や文化庁、神社本庁・岡山県神社庁から再三に亘る注意警告、撤回要請を受けている。

最近、国や宮内庁、文化庁などの手前、「当時の天皇(特に倭の五王)に吉備(非ヤマト系)の首長がいた」といった推定は、たとえ高い確証が得られたものであっても、県・県教委も県の大学も市民団体も取り下げている。最終的に、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録をもって、吉備の巫女神道の主張の真偽が検証される道はほぼ絶たれた。



→【確？(ヤ拒)】造山古墳をはじめとする吉備の古墳群についてのヤマト系神道勢力・学閥側からの主流の見解として、まず当然、ヤマト政権と双璧を成した吉備政権の首長の陵墓であると  
する説がある。一方で、吉備の首長でなく、ヤマトのいずれかの首長すなわち大王(倭の五王など)の墓で、圧政の吉備を征討した大王を称えて現地の人々が造営したものであるとする説があ  
る。後者は国、宮内庁、文化庁、保守系団体、そしてこれらに気を遣っている現在の岡山県などに見られる主張である。

国、宮内庁、文化庁、大阪府、京都府、奈良県、保守系団体などは、ヤマトの菅田御廟山古墳(伝応神天皇陵)、大仙陵古墳(伝仁徳天皇陵)、上石津ミサンザイ古墳(伝履中天皇陵)の三大  
古墳などの主な前方後円墳が吉備の造山古墳などに先行するかのように宣伝し、岡山県も当初これに屈した。これは史実に反していることが判明しているが、これらの団体は現在も、造山古  
墳の先行造営をかるうじて認めるのみで、被葬者などについては隠蔽している。また、いずれも(歴史学者や学会の立入許可・調査要求を国・宮内庁が拒否しているため)本格的な発掘調査  
は実施されておらず、誰の陵墓であるか(宮内庁の天皇陵治定が正しいか)については諸説ある。(神道道統図でも詳説。)

吉備の巫女神道は、これらの団体に対し、造山古墳応神天皇陵説などを持ち込み、発掘調査要請を行ったことがあるが、いずれも拒否されている。

この流れの中、国、宮内庁、文化庁、大阪府などのはたらきかけにより、2019年、百舌鳥・古市古墳群は世界文化遺産に登録された。イコモス調査・評価では、「仁徳天皇陵」などとほぼ断定  
的な推薦書を提出した日本に対し、一部の専門家がその天皇陵治定に疑念を持ったが、最終的には日本の狙い通り非常に円滑に調査を突破した。

#### ■仏教朝儀への吉備の忠誠の強要について

◆【全】奈良時代の朝儀は、ほぼ仏教中心のものであったが、ここでもヤマト王権勢力は古代吉備の巫女神道を警戒した。聖武天皇は、仏教による国家鎮護と共に、吉備の勢力を削ぐため、  
吉備の職人を取り込んで技術を借用し、東大寺に吉備の技術を用いた。とりわけ瓦については、全て吉備で焼かせた。陶工たちは、技術の見せ所と捉えて仕事に勤しんだが、ヤマトと吉備の  
関係で言えば、ヤマトに対する吉備側の屈服、技術提供に他ならなかった。

→【確】東大寺の瓦が吉備産であるとする説は史実と判明。これはこれで、ヤマト王権の吉備制圧の成功を意味するにもかかわらず、未だにヤマト系神道勢力・学閥の中には、東大寺ほかヤ  
マト朝儀系寺院の様々な技術工芸がヤマト産でないことを認めない学者も多い。

### ■『古事記』、『日本書紀』・六国史、『新撰姓氏録』(飛鳥、奈良、平安政権)について

◆【全】『記紀』は、ヤマトの文化・文明・技術のほとんどまたはヤマト王権自体の起源が吉備にあることを嫌悪し隠蔽しようとした後代の(大和・畿内に定着した)天皇・有力者による創作・歪曲の書である。上記の史実を歪めた歴史書の筆頭こそ『記紀』であり、むしろ吉備や出雲の歴史を歪めるためにこそ編纂された。百濟・渡来系王族の一派である皇統と重臣家系を日本列島に降臨した天孫であると創作し、神武天皇から欠史八代を創作することで、先占先住の縄文系・初期弥生系(特に吉備と出雲)の存在を消そうと画策したが、成らず、応神天皇の陵の位置などや欠史十代天皇の事績を『古事記』に書かない苦肉の策に出た。

(現在は、巫女らは現皇統、現皇室に対して敵対的態度をとっているわけではなく、むしろそのような巫女は吉備にもほぼ存在していない。)

→【確? (ヤ拒)】『古事記』は、長らく『日本書紀』より重視されなかったが、本居宣長ら江戸時代の国学者によって再発見され、平田派復古神道の思想的基盤そのものとなる。

『日本書紀』は日本の正史とされる。六国史の第一を成す。

これらの歴史書(とされる書)が描く、天照大神をヤマト民族の総氏神・主祭神とする日本神話は、宮中三殿の祭祀を頂点とする神道祭祀の根本を成し、天皇の地位を絶対的に保証する。吉備の巫女神道は、アニミズム、シャーマニズム、八百万神・全天神地祇の神性、巫女らの身体の憑依能力・霊力を(近代に作為された)天照大神の聖母マリア的地位と天皇大権に原理的に優越するものとする汎神教・多神教の秘儀を保存するため、必然的にヤマト王権・現政権側の目には「反国体思想」と映ることになる。

### ■『万葉集』、勅撰集・『古今集』(古今伝授)について

◆【全】『万葉集』は日本初の事実上の(准)勅撰集、国家的文化事業であり、現在は吉備の巫女も嗜んでいるが、吉備の王権や巫女を呪い殺す呪歌を含んでいる。大伴家持などの代表歌人は、吉備征討のために送り込まれたヤマト軍勢の統率者である。また、古今伝授には、和歌や神道、日本の起源が吉備にあることをヤマトが意図的に覆い隠したことを示す秘伝が存在し、吉備の地下伝授にこれがよく残る。

→【確? (ヤ拒)】代表的な万葉歌人が吉備征討の軍勢の長であるという巫女の認識は正しい。問題は、万葉歌の中に吉備に対する呪歌が含まれるかどうかであるが、吉備研究者に類似の説を唱える者も出てきており(岩崎もその一人)、研究の進展を待ちたい。なお、白川静などの著名な学者は、万葉歌の呪術性までは認めるが、ヤマトの吉備征討については、政府や神道勢力への配慮からあえて言及しなかったと見られる。なお、古今伝授については、和歌関連の資料に随時解説を追記している。

### ■近現代天皇の正統性・神性・霊性について

◆【多】「天皇」の名称を使えるのは、伯家神道(とその起源である大中臣神道、物部神道、斎部神道、出雲神道、そしてこれら日本神道の全ての起源である吉備の巫女神道)の伝授を受けて幽冥界の神性を帯びている孝明天皇ないし明治天皇までであり、大正天皇以降の天皇は「天皇」とは言えない。近代政府の神道行政の基盤とされ、ほとんどの神官の出身母体である平田復古神道でさえ、伯家神道や出雲神道と同様の幽冥界思想を有し、伯家神道に協力しており(平田鐵胤は白川家最後の学頭)、近代神道・国家神道は復古神道の曲解である。祭神論争で出雲神道を排除したことも、神道理念上は近代天皇・政府による歴代天皇への不敬である。

少なくとも、近現代天皇(特に大正天皇以降)が、吉備の高浜清七郎門下の巫女集団が集中的に保存している伯家神道の伝授を受けていないことが、自公政権、創価学会、法華系新宗教教団、ヤマト系神道勢力・学閥に天皇が利用される根本原因である。南朝正統論を天皇親政の正統化(建武中興十五社など)に用いた明治政府に対し、大日本皇道立教会(千家尊福ら出雲神道一派と、牧口常三郎・戸田城聖らのちの創価学会会長・幹部の勢力)の中には北朝・明治天皇・政府打倒論としての南朝正統論も見られ、それこそが会の本義であった。牧口・戸田の逮捕・投獄(治安維持法違反、不敬罪による)も、国家の横暴による不当なもの非難する余地があった。しかし今や、法華経を奉じる創価学会は自公政権で政府そのものとなって国土交通大臣(事実上、地上の仏国土の造成者)を歴任しており、ヤマト神道と出雲神道も2014年の婚姻成立で対立関係が解消したため、皇道たる伯家神道の正統は吉備皇朝(吉備王権、孝明天皇、高浜清七郎の神道)しか存在しない。

吉備の女系巫女たちは、共同して、吉備王国の男系正統である幻の孝明朝を奉じる秘儀を、巫女神道と並行して護持していくほかない。

→【確? (ヤ拒)】近代政府、宮内庁、文化庁、神社本庁は、皇室神道たる伯家神道ほか多くの日本神道の起源が吉備神道にあるとする主張、伯家神道の伝授を大正天皇以降の天皇が受けていないという主張などを行わないよう、吉備の巫女に警告したが、岩崎は巫女の主張は史実であると考え、これらの権力に対して歴史の歪曲の是正を要求している。

## 岩崎による吉備系巫女神道(巫女神道吉備派)の継承について

岩崎は、吉備の女系巫女神道・歌道が後継者に求める下記の条件を満たすことから、巫女たちによる岩崎(岩崎純一学術研究所)への家伝、秘儀秘伝、門外不出の奥義、歌書などの伝授・継承が進められています。

▼岡山・吉備出身であること

▼両親・祖父母ともに岡山・吉備出身であること

▼教育者家系、旧日本軍の近衛兵・陸海軍将校級の家系など、一定以上の士族・上級平民家系であること

▼学歴は不問

(現在、巫女の職は神職ではなく、神職・神社の使用人であり、巫女禁断の国策により日本大学神道講座・皇道学院、國學院(大学)、皇學館(大学)のいずれの神道教育界からも追放されており、大卒の純粹巫女はほとんど存在しないことから、男子継承者についても大卒不問となった。これにより、東京大学中退の岩崎による巫女神道の一部継承が可能となった。)

▼首都圏在住で、神道関連学会にて巫女神道の発表を行い、国(政府、宮内庁、文科省、文化庁など)や神社神道系神道勢力(神社本庁、大規模単立宗教法人など)に対して、既存の神道観への異議申し立てが可能な状態にあること

▼明治政府から昭和の神祇院に至る巫女禁断令(事実上、非天照大神・皇統系女系神道である古代吉備・出雲・信州・恐山などの巫女殲滅による、ヤマト男系王朝・明治天皇の正統化)で壊滅しかけた巫女家に支援を行ってきたこと

▼古語を読むことができ、神職や神社関係者、地元民の理解できなかった古典籍・家書・歌碑などの解読経験があること

▼吉備の古墳や埴輪など吉備史の詳細について、巫女たちの家伝と同様の仮説を持ち、宮内庁による古墳・墳丘墓の治定の正確性に疑念を持っていること

(埴輪吉備起源説、造山古墳応神天皇陵説など。少なくとも、世界遺産となった誉田御廟山古墳・大仙陵古墳はそれぞれ応神天皇陵・仁徳天皇陵ではないとする学説を提唱していること。)

▼邪馬台国吉備説を提唱していること

(これについては、巫女と岩崎の仮説の間にまだ隔たりがあり、巫女が岩崎に譲歩しています。岩崎は、「吉備の王(応神天皇や雄略天皇)がヤマトの大王になり、王たちが吉備王国をなかつたことにした」のではなく、「ヤマトが吉備を征服し、原始埴輪(特殊器台・特殊壺)や前方後円墳(造山古墳など)、瓦(東大寺など)、製塩などの技術を片っ端から盗んで、ヤマトにあったものとして『記紀』に書いた。すなわち、吉備の王と吉備の民衆は反ヤマトの立場で協力体制にあった」としています。)

▼吉備発祥の新宗教(神習教、黒住教、金光教、ほんぶしんなど)や吉備に集中的に伝承されている神道(シャーマニズム・巫女神道、伯家神道・高浜清七郎神道、物部神道、斎部神道、大中臣神道など)の全てに精通していること

▼伯家神道の伝授を受けていない大正天皇以降の天皇の正当性を(現実上はともかく天皇理念上は)認めず、孝明朝ないし明治朝を最後の日本神道王朝とする立場をとっていること。

▼伯家神道を有する吉備のシャーマニズム系女系巫女家の女王を非ヤマト系・非神社神道系「吉備日本」の首長と戴く巫女神事に参加し、巫女たちから吉備の男覲(おかんなぎ=男の巫女、神の依り代)の資格を授けられていること

▼神社本庁と大規模単立宗教法人が主導する神社神道の祭祀方式に見られる巫女と森羅万象の非「依り代」性(神社における神職の奉納祭祀を神道の拠点とする神道観)に抵抗し、巫女身体と森羅万象が即汎神・多神であるとするアニミズムとシャーマニズムを原始神道とする立場をとっていること

※学校教育法、教育基本法、児童福祉法、青少年保護育成条例など、現代の日本国の法規や自治体の条例に違反することになる儀礼祭祀は、縮小または断念、廃絶。

※巫女は男女雇用機会均等法の対象外のため、若年女性の世襲は継続可能。

神道国教化、国家神道(事実上の国教神道)確立までの国策

	明治天皇踐祚 (14歳)							明治天皇崩御 (59歳)、大正天 皇踐祚	昭和天皇	
	1868	1869~1870	1871~1872	1873	1872~1875	1875~1877	1900	1912~1913	1940	1942
神道行政を 司る政府当 局(国教神 道・国家神 道を主導し た当局)	神祇事務科 →神祇事務局 →神祇官 ●王政復古の 大号令:「諸事 神武創業之始 (はじめ)ニ原 (もとづ)キ」 ●神仏判然令	神祇官、宣教 使 ●大教宣布 の詔	神祇省、宣教 使 民部省社寺 掛	●第一次巫女禁断令(梓巫市 子並憑祈禱孤下ケ等ノ所業禁 止ノ件) ●第二次巫女禁断令 ●第三次以降の巫女禁断令 は吉備・山陽の巫女たちに対 して非公式に集中的に発令 し、巫女掃討作戦を実行。信 州の巫女村、青森・恐山など 京都以東の巫女は、第二次ま でにほぼ活動を自粛し、難を 逃れる。 ●巫女のほか、弾圧のター ゲットとなったのは陰陽道や修 験道(陰陽道禁止令、修験道 禁止令など)	教部省、教導職、大教院 (大教宣布機関) 中教院、小教院(大教宣布 地方機関) 太政官式部寮(表向きは神 祇省・宮中祭祀を継承) ●三條教憲(三条の教則) 発布 (神仏合同布教を許可する 中での神道優越主義)	神道事務局(大教 院の代替機関) →神道本局 →神道大教 内務省社寺局(神 道、仏教、新宗教 の全宗教行政) 宮内省式部寮(表 向きは神祇省・宮 中祭祀を継承) ●神仏合同布教 禁止令 ●大教院解散	内務省神社局 (国家神道、神 社神道、国民道 徳) 内務省宗教局 (教派神道、仏 教、キリスト教、 イスラム教、新 宗教)	内務省神社局 文部省宗教局	神祇院 文部省宗教局	神祇院 文部省教化 局
政府当局の 主張の変遷 (現ヤマト系 神道勢力・ 学閥の見 解)	▼太政官制と して、太政官の 傘下にある	▼太政官と 並立	▼官から省へ の降格 ▼太政官傘 下への再吸 収 ▼国民への 配慮と帝国憲 法下における 信教の自由 の保障	▼巫女の憑依、口寄せなど は、皇民を惑わす前近代的 シャーマニズムだとして迫害し た。 ▼政府は、第一次巫女禁断令 に以下の文言を用い、第二次 以降も概ね同様の文言を用い ている。 「従来梓巫市子憑祈禱孤下ケ 杯ト相唱玉占口寄等之所業ヲ 以テ人民を眩惑セシメ候儀自 今一切禁止候条於各地方官 此旨相心得 管内取締方嚴重可相立候事」	▼神祇省行政から国体神 道色を除いた教部省を設 置し、国民教化策への更なる 転換を図った。 ▼信教の自由への更なる 配慮 ▼宮中祭祀と国民宗教の 分離 ▼一方、祭政一致とは天皇 親祭を意味するとした。	▼「神社(神社神 道)は国家の宗祀 であり、宗教では ない」とする論法を 用い始めた。(右 記) ▼右記の社寺局 の分割の際には、 社寺局の後継は 宗教局であり、神 社局は派生・小規 模部局であると主 張した。	▼神社局は小規模で、神祇官時代とは異なり、神道行政への国家 介入を最小限とする策であるとした。 ▼神社非宗教論(ここでの「神社」は神社神道を指す)による非宗 教・国民道徳(皇室神道、神社神道)と宗教(宗教神道、仏教、諸宗 教)の分離。 ▼皇室神道・神社神道は宗教ではないので、仏教徒、クリスチャ ン、ムスリムなども参拝可能(参拝しなければならない)。(上智大 生靖国神社参拝拒否事件における大学、ローマ教皇庁に対する威 嚇など。) ▼神仏合同布教機関であった大教院の解散直前に、神道の自立 を目的として神道事務局(のちの神道本局、神道大教)を設置した が、これは宗教で、国家の非宗教宗祀である国家神道(国民道徳、 神社神道)とは異なり、教派神道の一派とすると共に、他の神道系 諸教団(教派神道)の統括機関とする。従って、国家神道・神社は、 信教に関わりなく、全皇民が崇拝し、参拝しなければならないとし た。 ◆国家神道(非宗教神道、国家宗祀、祭祀、国民道徳) ◆教派神道(宗教神道、教団神道、神道教派、別派特立神道)			

<p>廃絶・弾圧された(岩崎と共に再興を目指す)吉備の巫女たちおよび岩崎の学説と神道行政の実態</p>	<p>▼明治政府による天皇と神道の結びつけの逡巡が終了し、神道行政を国策とする体制へ移行 ▼平田復古神道に共鳴した藩閥官僚や国学者(とりわけ、津和野藩・大國隆正派)が主導。「神武創業の始めに基づく」王政復古と祭政一致国家建設を目指した。 ▼ただし、これは平田神道に対する曲解である。平田神道は、伯家神道や出雲神道と同様の幽冥思想を有した。</p>	<p>▼神祇官は太政官を上回る筆頭行政機構</p>	<p>▼神祇官の筆頭化の意図が失策となり、方針転換(見かけ上の官から省への降格) ▼政府による神道行政の掌握 ▼天皇の神格化、祭政一致、大教宣布、神道国教化(国教神道の準備)の推進</p>	<p>▼明治政府およびこれと結託した(表向きは)平田派の神職・学閥は、巫女祭祀を「皇民を惑わす淫祠邪教」、「鈴振り神道」と蔑称しており、ここまでは公式発表であるが、その実相は、「吉備王権や出雲王権を背後に置いた巫女らによる、反アマテラス・反ヤマトの呪詛の秘儀を伴う国体転覆思想」であると位置づけたものである。 ▼巫女禁断令は、事実上、ヤマト皇統にとっての古来の最大のライバル・吉備王国を、そのシャーマニズム、巫女神道、陰陽道を(神道近代化を口実として)神道史から抹消することで、最終的に日本史上も理念上も滅亡させるための国策であった。日本国(明治政府～戦中政府)は、近代神道の基礎に疑似古神道を据えるにあたり、神道の起源が吉備にあることを知っており、これを隠蔽するためであった。</p>	<p>▼国民道徳の直接統治、宗教統制による大教宣布、神道国教化策の強化 ▼宣教使による宣教政策の失敗の隠蔽 ▼神仏合同布教運動を利用した神道優越策の強化 ▼元来、教部省の設置は、「神道は教義なき未熟な思想体系」と神道を見下した浄土真宗勢力が考案したものの。右記の「神社非宗教論」も、元は同様の仏教・浄土真宗優越論を謳って浄土真宗が政府に採用をけしかけたもの。政府はこれを逆手にとって、「天皇神道＝国家神道・国民道徳は宗教でないから国民に強制できる」として、利害の半ば一致した浄土真宗と結託して国家神道を醸成。しかし、仏教優越を説く浄土真宗は、大教院を脱退し、教部省廃止へと政府を追い込む。</p>	<p>▼社寺局の設置自体が、神道が仏教その他の宗教を配下に置こうと反撃した国策であり、神社局と宗教局への分離も、神社局を優位とする宗教行政(見かけ上の転換)にすぎない。 ▼浄土真宗は、相変わらず初期の教部省体制時代を気に入っており、特に社寺局からの神社局独立に異を唱えた。(神道勢力の増大を嫌ったため。) ▼欧米化・近代化に伴う前近代神道(吉備神道など)の神道史からの抹消</p>	<p>▼神社局は、神祇官興復運動、神祇特別官衙設置運動と一体化した、神道行政の国策化の強化である。 ▼神社局は、とりわけ吉備神道に対する排撃作戦、吉備の一般市民への国家神道の強制を兼ねた。(全21代いる神社局長の8割は、政府の傀儡である吉備・岡山の神社の神職や神道家、岡山県知事が占め、9割は、古代吉備王国の最大版図・山陽地域の神職や神道家が占めた。) ▼岡山県知事・県出身者の神社局長が五代続いた時期に(大海原重義、佐上信一、松本学、赤木朝治、大海原の再任)、吉備の巫女への殲滅作戦がより激化、多くの巫女が自決、祭祀が根絶。 ▼神社非宗教論(ここでの「神社」は神社神道を指す)は国民向けのレトリックで、事実上の神道国教化の完成。 ▼国家神道・国民道徳は、宗教・信仰の強制であり、国教であった。国家神道の整備に荷担した学者にさえ、学者としての矜持から神社宗教論を説く者が存在した。(加藤玄智など) ▼天皇を、万教の絶対者(ヤハウェ、ゴッド、イエス・キリスト、アッラーなど)の地位を現人神として一身で一手に専有する、神聖不可侵、万世一系、永遠不変の真理の偶像であるとする旨が、政府・神道当局・大本堂によって説かれた。大東亜共栄圏内の住民にも強制を拡大した。(政府は布教ではなく、皇民教化と呼んだ。) ▼国家神道と教派神道の分離策は、事実上、国家神道概念の妨げとなる神道諸派に対する宗教神道としての追放策であった。大教宣布機関の中枢であった大教院と、後継の神道事務局、神道本局、神道大教でさえ教派扱いされたのは、国家組織からこれらの失敗作を排除し、隠蔽するためである。</p>
---	---	---------------------------	--	---	--	--	--

国家神道、教派神道、巫女神道比較表

神道名称	思想別の神道大別 (第十四巻『日本神道道統図』とも対応)					血統、民族、祭祀形態、現国民との関係 (第十四巻『日本神道道統図』、『吉備・ヤマト相関図』とも対応)							和歌(古代歌謡～歌道)の担い手による分類 (九十二巻『日本旧派歌道流派総覧』、左記第十四巻とも対応)
	主神・主祭神・本尊	神道種別	神道思想別	祭祀の主導者(神道流派の宗匠)	祭祀の中心	日本列島占有時期	ヤマト王権との関係	日本列島の主要文明(土地)別の神道大別 (第十四巻『日本神道道統図』とも対応) 古代三大墳丘墓・古墳文明圏(墳丘全長200m以上の王国):吉備、ヤマト(大和)、毛野 古代四大王国(版図の上位四位):筑紫、出雲、吉備、ヤマト	該当する神道を基盤に建設した国家とその首長	支配層の民族血統	現皇統(日本国)との関係	父母血統と系統	
<p><b>国家神道、神社神道</b> (戦前政府の用語では、国家宗祀、皇室神道、神社神道、国民道徳、非宗教神道などと同義。現在も、神社本庁・都道府県神社庁とその傘下の全ての神社、大規模単立宗教法人の神社は、国家神道を神社神道そのものとして継承している。)</p>	<p>●天照大神・天孫・八神・皇靈・皇統・天皇:とりわけ天皇を、万教の絶対者(ヤハウエ、ゴッド、イエス・キリスト、アッラーなど)の地位を一身で一手に専有する、神聖不可侵、万世一系、永遠不変の真理の偶像だとしている。天照大神(新旧賢所)・天孫・皇靈(現皇霊殿)・八神(旧八神殿)信仰(天皇崇拜、現人神崇拜)優位</p>	<p>●神社神道:神社(鳥居、神殿など)を儀礼祭祀・参拝施設とする神道 ●国家神道:明治・大正・戦前期、神道国教化の失敗により、政府主導、天皇主宰、国家祭祀・非宗教と位置付けられ、事実上巧みに国教化された神道 ●皇室神道:神社神道のうち、皇室主宰の神道で、国家神道と同義</p>	<p>●国策:神道国教化、国家神道などの神道・宗教行政 ●古神道(平田復古神道)の曲解</p>	<p>●表向きは天皇、実際は政府と宗教団体と神職:神職の登用では、國學院(大学)、皇學館(大学)、日本大学皇道学院、神職養成所などの出身者を極端に優遇。現在は、ほぼ最初の二校の出身者のみ。</p> <p>●皇室神道は、「三種の神器」の護持を神事の筆頭に置く。:即位礼正殿の儀、大嘗祭、新嘗祭などとして。掌典職(内廷機関)の内掌典や宮中三殿の巫女などの女性は、シャーマンとしての巫</p>	<p>●非先占、近代以降の人工神道(遼東系神道、狭義の日本神道):非先占末期弥生人、朝鮮・百済系渡来人(天孫族、ヤマト王権連合、豪族、軍事貴族)、すなわち狭義の「大和民族」が興したと考えられる神道。『記紀』上は、日向、筑紫、出雲、瀬戸内海地方、畿内、紀伊をはじめ日本(敦島)全土の先占・救済勢力。「神道」としての整備は近代。</p>	<p>●ヤマト系:ヤマト王権神道系(神社神道、国家神道、皇室神道)</p>	<p>●ヤマト神道(狭義の日本神道):最も広義には日本列島や日本国の全ての神道のことであるが、最も狭義にはヤマト系の天照大神信仰優位の(天孫降臨による列島先占を謳う)神社神道のことであり、それ以外は教派神道系や新宗教、異端宗教とされる。</p>	<p>●古代ヤマト政権(国、王国) →大和朝廷:畿内(大和、奈良、大阪、京都、滋賀、兵庫) →大日本帝国 →日本国:東京(王権ないし天皇大権・統治権・統帥権と政府機能とを分離し、天皇は日本国及び日本国民統合の象徴として国事行為を行う。)</p>	<p>●末期弥生人・渡来人:概ね末期弥生人・渡来人(朝鮮・百済系)と上記弥生人との混血(現憲法下の選挙制確立以降は、為政者の血統不問。但し、天皇・皇族を除く。)</p>	<p>以下の勢力が継承:政府、宮内庁、文科省、文化庁、神社本庁、伊勢神宮、岡山県神社庁、大規模単立宗教法人(靖国神社など)、神道政治連盟、日本会議、新しい歴史教科書をつくる会、維新政党・新風、念法真教など</p>	<p>●男系(父系):当該神道の代表者(宗匠)であった男子から直</p>	<p>事実上、全国民の1億3000万人が影響下に置かれている。神社神道を神道と信ずる神道道徳が学校教育などで教諭されている。</p>	九十二巻

<p><b>教派神道</b> (政府の用語では、宗教神道、教団神道、神道教派、別派特立神道などと同義)</p>	<p>●<b>天之御中主神・国常立尊・八百万神・全ての天神地祇信仰と、天照大神・天皇崇拝の折衷案</b> ▼<b>天之御中主神優位の天照大神正統案</b>: 天之御中主神・国常立尊信仰優位だが、これを天照大神(新旧賢所)・天孫・皇靈(現皇靈殿)・八神(旧八神殿)信仰の正当性の根拠とする ▼<b>天之御中主神・天照大神並立案</b>: 天之御中主神・国常立尊信仰と天照大神(新旧賢所)・天孫・皇靈(現皇靈殿)・八神(旧八神殿)信仰がほぼ対等</p>	<p>●<b>教派神道</b>: 国家神道・皇室神道に対する宗教神道(教団)としての神道。明治政府による許可・別派特立制で成立 ●<b>新宗教神道</b>: 教派神道と認められなかったか、戦後に立教された神道系新宗教</p>	<p>●<b>古神道</b>: 太古神道・古道(近世末期以降の呼称は復古神道)。ほぼ廃仏・排仏系だが、仏教伝来前の発祥多 ●<b>崇仏・親仏系</b>: 仏教に親和・肯定的 ●<b>反国常立尊</b>: 国常立尊信仰に反対 ●<b>神儒習合(儒家神道)系</b>: 儒教・儒学を習合。以下「習合」は同様の意 ●<b>道教、陰陽道習合系</b> ●<b>儒主神従、反仏・排仏系</b>: 儒教を神道の上位とし、かつ仏教を排撃 ●<b>密教、仏教習合系</b> ●<b>神仏習合系</b> ●<b>仏教系、寺請制度系</b></p>	<p>●<b>教団の男系男子</b></p>	<p>女ではなく、現代の皇室神道は巫女神道性を有しない。 ●<b>奉納型祭祀、現世利己的参拝・参詣(神人分離型、金運・仕事運・健康・恋愛などに関する「神頼み」の形式、見返り要求型)</b>: 皇民・国民による「参拝・参詣」の形式をとる神道</p>	<p>●<b>非先占、国家神道側からの近代神道の分類</b></p>	<p>●<b>ヤマト系</b>: ヤマト王権内独立神道系(教派神道、神道十三派、新宗教)</p>	<p>●<b>吉備神道</b>: 男子シャーマン教・男子神職教としての黒住教、金光教、神習教に代表される。吉備巫女神道は除く。 ●<b>出雲神道</b>: 出雲大社(教)としての神道に代表される。出雲巫女神道は除く。</p>	<p>●<b>古代吉備政権(国、王国)</b>: 岡山、広島、山口、兵庫(ゲメインシャフト的王制。男王・女王の迭立や並立か。王の血統も男系・女系双方あるが、巫女連合に合わせて女系優位。) ●<b>古代出雲政権(国、王国)</b>: 島根、鳥取、岡山(ゲメインシャフト的王制)</p>	<p>●<b>先土器・縄文・初期弥生人</b>: 概ね先占渡来人(先土器時代人・縄文人)と太古弥生人・渡来人(三韓・新羅系)の混血。吉備は、概ね先占渡来人(先土器時代人・縄文人)と太古弥生人・渡来人(三韓・新羅系)の混血。</p>	<p>●<b>古神道</b>: 太古神道・古道(近世末期以降の呼称は復古神道)。ほぼ廃仏・排仏系だが、仏教伝来前の発祥多</p>	<p>●<b>教派神道連合会として、神社神道と非敵対的關係</b></p>	<p>●<b>女系(母系)</b>: 当該神道の代表者(宗匠)であった女子から直接血縁のある女子ばかりを、次の代表者となる。</p>	<p>600万人: 教派神道系教団(分派を含む)の公称人数のおおよその合算</p>	<p>『日本旧派歌道流派総覧』の(1)~(5)の番号に対応</p>
<p><b>巫女神道</b> (第三の神道。日本国・神道界からは存在しないことになっているが、本来、神道そのものの起源。女系女子が巫女として継承。) (巫女神道は巫女たち自身の用語。政府の用語では、淫祠邪教、国体転覆思想など) (国・政府と復古神道・平田派からの弾圧を受けて一旦壊滅し、神道史から抹消された神道) :「巫女神道」の語は、関西以西の巫女のみが用いていると考えられる。概ね、「神社神道」、「国家神道」、「教派神道」などに対する語であると観察される。岩崎もこれを尊重し、「巫女神道」を用いる。「乙倉」、「狩屋」などの神道名は、他家(男系)に嫁いで苗字が変更となる前の巫女らの主な苗字を冠した。巫女らと岩崎が提唱する命名法で、巫女連合を仮想女系家族と見立てる。各神道から女王が出た場合、女系(母系)、すなわち母が巫女であった場合が多く、本人も必ず巫女を兼ねた。他の巫女もほぼ女系。「神の道・惟神道(かんながらのみち)」「(のちの神道)」と「歌の道・巫女神楽」(のちの歌道)とは未だ不可分。</p>	<p>●<b>天之御中主神・国常立尊・全ての天神地祇・八百万神</b>: 現宮中三殿の神殿が祀る天神地祇から天皇守護にまつわる八神すなわち旧八神殿が祀った八神を除いた神々と、宮中三殿が祀らない非ヤマト系・日本土着の八百万の神々への信仰が優位</p>	<p>●<b>巫女神道</b>: 巫女連合によるシャーマニズム、巫女舞中心の太古神道。近現代は神社や私設の巫女神殿に拠点を置くが、本来は磐座、神山・霊山、泉、湖、森林が本拠。吉備の巫女神道社家では、その祭祀を秘伝化させて伝承。互いに少しずつ異なるもの、基本的には古代吉備耶麻王国系の秘宝・秘儀を保持。</p>	<p>●<b>上記教派神道の細分化に至る前の原始神道、アニミズム(自然信仰)、シャーマニズム</b> 神事の原型は、巫女らによる秘儀秘伝化により保たれる。</p>	<p>●<b>巫女頭(みこがしら)、審神者(さにわ)、斎(いづき)の巫女</b> 筆頭巫女および巫女連合(世襲巫女社家または地縁巫女共同体)(筆頭巫女は、女系一族の家長を兼ねる巫女、または男系男子で迎れる男系一族の血統と無関係に迎れる女系巫女)</p>	<p>●<b>神懸り神事(神人一体・シャーマニズム・神降ろし・憑依・化身型)</b>: 自ら日の巫女(卑弥呼)・シャーマンとして天之御中主神、国常立尊、天照大神、あるいはそれ以外の土着の女神となるものが真骨頂</p>	<p>●<b>先占(日本列島土着神道)</b>: 日本列島先占原住民、先土器時代人、縄文人、太古弥生人(琉球民族、熊襲、隼人、アイヌ民族、出雲族、吉備族、毛野族)が興したと考えられる神道。縄文系ムラ社会共同体から継続する女系女子の巫女神道・非神社神道が主体であったと考えられる。</p>	<p>●<b>非ヤマト系</b>: 非ヤマト圏巫女神道・巫女教系。平田復古神道、神道国教化策、国家神道で禁止された巫女神道・巫女教(巫女の原始神道、古神道、古道、鬼神道)</p>	<p>●<b>吉備巫女神道</b>: 古代吉備系巫女神道・巫女舞歌道(岡山、山陽全域、備讃諸島) ●<b>出雲巫女神道</b>: 古代出雲系巫女神道・巫女舞歌道(島根、鳥取、岡山、広島) ●<b>毛野巫女神道</b>: 古代毛野系巫女神道・巫女舞歌道 ●<b>邪馬台国神道(鬼道、ヤマトイ神道)</b>: 邪馬台国系巫女神道・巫女舞歌道</p>	<p>●<b>古代毛野政権(国、王国)</b>: 群馬、栃木(ゲメインシャフト的王制)</p>	<p>近現代天皇(実際は近現代政府)が巫女禁断令以降、壊滅させ、存在しないことになっているため、公式の関係そのものが非在。宮中三殿の祭祀にも当然呼ばれない。皇統と宮中三殿を呪う秘儀を行うことがあるが、もはや形式的なもので、呪詛の対象はむしろ現政権や神社本庁である。</p>	<p>●<b>女系(母系)</b>: 当該神道の代表者(宗匠)であった女子から直接血縁のある女子ばかりを、次の代表者となる。</p>	<p>巫女禁断令(1873)以降の弾圧策で表向きは消滅、教派神道などに強制編入。末期明治政府や神社の公称人数: 0人、現在の吉備の巫女の人数: およそ150人~200人</p>	<p>(1) 巫女神道・原始日本神道・古道歌壇(縄文・弥生時代、列島先住日本人、太古の帰化渡来人)</p>		